

独立行政法人大学入試センター試験・研究統括官の選考に関する規則

〔平成13年4月1日〕
規則第72号

改正 平成18年4月1日規則第33号

独立行政法人大学入試センター試験・研究統括官の選考に関する規則

(趣旨)

第1条 理事長が、試験・研究統括官の選考を行うに当たっては、この規則の定めるところによる。

(選考基準)

第2条 試験・研究統括官となることができる者は、人格、学識ともに優れ、かつ、教育行政に関し、識見を有するものでなければならない。

(選考方法)

第3条 理事長は、試験・研究統括官の選考を行うに当たり、教員人事委員会の意見を聴くものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。